



凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	住宅地区①
	住宅地区②
	住宅地区③
	沿道地区①
	沿道地区②
	駅周辺地区①
	駅周辺地区②
	駅周辺地区③

沿道地区では  
路線式で指定距離の明示のないものは、すべて道路  
または都市計画道路の境界線から20mとする。

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号) 3都市基交審第57号 (承認番号) 3都市基街都第86号、令和3年6月10日 (承認番号) 3都市基交第15号、令和3年6月4日